

女性委員会通信

243
2017.12.26

東京都港区新橋六 七 一 川口ビル六階
全国労働組合連絡協議会 女性委員会
TEL 〇三 五四〇三 一六五〇
FAX 〇三 五四〇三 一六五三

第27回全労協女性委員会総会

今年も色々あったけどみんな元気に集結!!

11月18日全労協女性委員会は第27回の総会を開催した。「闘う女たち!大集合」を合言葉に集まった仲間が初参加も多く27名、争議や裁判の報告をしながら熱く想いを強く語り合う時間となった。

加藤さん(国労女性部長)の司会で開会した総会は、第一部にちよつとしたアクシデントがあったものの、「あさいち」で取り上げられた全国一般三多摩労組の渡辺さんのソフト問題、ダブルワークにまつわる非正規の現状と三多摩労組の都労委勝利報告や経過のDVD上映をし、勝利報告の組合員の笑顔には誰もが笑顔になり、勇気ももたらした。

第二部では、女性委員会柚木代表幹事が総会議案を提起した。男女平等を実現する闘い、労契法20条裁判、マタニティハラスメントとの闘い、国連女性差別撤廃委員会への取り組み、学習会(今年のテーマは満蒙開拓団と女性たち)、安保法制違憲訴訟への取り組み、働く女性の状況、日本を戦争する国にはさせない、脱原発、沖縄の闘いの報告に続き、各組合・当該からの闘いの報告がメインとなった。



新役員体制もほぼ再任



全国一般東京労組フジビグループ分会・中原さんは偽装倒産とスラップ訴訟による不当判決との闘い、同全労FAユニテッド分会・吉良さんは不当解雇撤回と大功の銀座デモのお礼や物販支援などを訴えた。



労契法20条裁判の控訴審を闘う全国一般東京東部労組メトロコマース支部・後呂さんはあらゆる知恵を出し合って闘っていく必要性を熱く語った。



大阪YMCA労組・石原さんは組合窓口担当拒否と春闘交渉の府労委での勝利と中労委での闘い、石原さんへの雇止め解雇攻撃、ところが外部に出す書類上は石原さんは在籍中となっている事実が判明したことなどYMCAの実態が報告された。



女性ユニオン東京・谷さんからは、女性の家HELPの職場分会の団交拒否や雇止め通知への闘い、労契法18条の脱法とも言える昇級試験に落ちたことをもって雇止めとしたT



OTO雇止め裁判の取り組み、マタハラ裁判原告・石田さんは11月末と12月に迫った裁判への意気込みと傍聴呼びかけがあった。



練馬ユニオン・梶ヶ谷さんは、シルバーハートが行っている勤務地変更、ソフト削減などの争議支援を訴え、また、スーパード店舗を構える会社のソフト削減を団交で撤回させたことを報告した。全国一般三多摩労組・渡辺さんは女



総会討論の後は恒例の交流会で盛り上がりました。



性組合員の増加から見える非正規労働者の増加、低賃金、長時間労働にストライキを含めた様々な闘いで取り組んでいることを報告した。

最後に議案の承認と新年度の役員紹介を行い総会は無事終了、新役員として全国一般全労東伸社ユニオンの伊藤さんが参加された。

第3部の交流会では「赤かぶ」のおいしい料理を頂きながら、参加者全員の発言が続き、共に連帯を深め闘う決意を確認する有意義な時間となった。

(渡辺)



JAL闘争、来年こそ解決の年に12月14日JALに解雇争議の解決を求める社前行動、21日には被解雇者を激励する大望年会在文京区民センターで開催され、他の争議団も壇上に上がってガンバローと声をそろえた。共に200人を超える参加者だった。

18けんり春闘発足

総会・学習集会

雇用対策法（働き方改革推進法のうちの一つ）にも警鐘を！

11月27日に開催された、18けんり春闘全国実行委員会主催で発足集会・学習集会に参加した。

上西充子氏の記念講演から「働き方改革推進法案」は労働基準法、労働契約法、パート労働法、労働者派遣法、雇用対策法、労働安全衛生法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、じん肺法の8法案を関連法として一つにまとめて一括審議、採決させるものである。

「働き方改革推進法案」のねらいは、効率よく働くことで生産性を上げ、多様な就業形態を普及させ、規制緩和により労働法で守られない労働者を増やし、雇用関係によらない働き方を普及する政策をし、正規・非正規の更なる分断と処遇格差を拡大し、労働法で守られる労働者を特権化扱いにし、「非雇用型」を促進しようとしているのではないか。「働き方改革」とはこんな一連の取り組みのことを指すことが明確になった。

昨年テレワークや在宅勤務の制度を導入する企業も増えている。今年3月にまとめられた「働き方改革実行計画」では、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」として、非雇用型テレワークのガイドライン刷新や副業・兼業の推進などが盛り込まれました。経済産業省では「雇用関係によらな



私のお気に入り

我が家の一人娘、頑張っています。詳しくは言えませんが、夢があり、そこに向かってずっと努力してきました。途中くじけそうになったり、投げやりになったこともありましたが、夫婦で励まし応援してきました。そのかいあって行きたがっていた職場へ異動が決まり、娘大好きな夫は涙ぐんでしまい、私は大笑いしてしまいました。あきらめないで頑張れば夢ってかなうものなんだね。そんな話を夫婦でしました。「結婚が遠のいちゃってごめん」と娘は言っていました、自分のやりたかったこと、思う存分やりなさい、そんな気持ちです。おばあちゃんになるのはもうちょっと後でもいいですよ。



今の若い人たちは夢を持っているのだろうか、そんなことをふと思ひます。夢を追いかけて、きらきら輝く将来への希望が持てる、そんな人たちがどのくらいいるのだろうか。今の社会はそんな希望が持てるだろうか、いや持てるように私たちがしていなくては、そんなことを思いつつも、この重たい体にどんなムチをふるえば動くのでしょうか？

国労 東京 佐々木久恵

「働き方研究会報告書」が今年3月にまとめられ、厚生労働省でも10月から「柔軟な働き方に関する検討会」がスタートし、働き方改革推進法案の関連法として雇用対策法の改正が一括法の中に盛り込まれている。雇用対策法とは、雇用対策に関わる基本法であり、国の施策の方向性を示すものである。雇用対策法の第4条には国の講ずべき施策が列挙されており、それをもとに職業安定法や職業能力開発促進法、雇用保険法などの個別法において施策の具体化がなされる。そのような重要な位置づけにある雇用対策法が、ワークライフバランスの

美名（個人の事情に応じた柔軟な働き方）のもとに、拙速に変えられようとしている。雇用関係によらない働き方とは請負の自営業者・家内労働のことである。記念講演を聞いて、まさしく聞こえが良い言い方で現状の女性労働者の60%近くが非正規である事は良いことだと言わんばかりの「働き方改革推進法案」だと強く思った次第である。来年の通常国会には提出されるであろうこの法案はつぶしていこう。働く者の時間主権を！（K）

8時間働けば誰でも暮らせる社会に！

12・7野音集会報告

安倍政権が「残業代ゼロ」制度を盛り込んだ「働き方改革」法案の提出を狙う中、12月7日に日本労働弁護団主催の集会「8時間働けば誰でも暮らせる社会に！」が日比谷野音で行われ、1500人が結集した。

今回は大型画面で札幌、大阪、福岡と中継を結び、各地の代表から労働条件改善の運動や「安倍働き方改革」との闘いが報告されるという、新たな試みが行われた。

その後、上西充子教授は「私たちの側からの働き方改革として『1日8時間働けば暮らせる社会』を求めると訴え、交通の安全と労働を考える市民会議の川上資人弁護士や総がかり行動実行委員会の菱山南帆子さんの発言や、過労死家族の会の寺西笑子代表世話人の挨拶があった。



集会終了後は銀座パレードで訴えた

集会後、「仕事は1日8時間」「安倍政権は雇用を守れ」等、銀座パレードで訴えた。（T）